

7 重度身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設のうち重度の肢体不自由者又は内臓の機能に重度の障害のある者を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第1項及び第3項又は前項に規定するもののほか、集会室を設けなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、身体障害者更生施設の設定の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

二 肢体不自由者更生施設及び視覚障害者更生施設には、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

三 内部障害者更生施設には、適当な場所に汚物処理設備を設けること。

四 重度身体障害者更生援護施設については、第一号及び第二項第一号ハの規定にかかわらず、廊下の幅は、2.2メートル以上とし、入所者1人当たりの居室の床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。

7 前各項に規定するもののほか、身体障害者更生施設の設定の基準は次に定めるところによる。

一 肢体不自由者更生施設及び視覚障害者更生施設には、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

二 内部障害者更生施設には、適当な場所に汚物処理設備を設けること。

(入退所)

第十七条 身体障害者更生施設は、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

2 身体障害者更生施設は、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。

3 身体障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援等を利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。

4 前項の検討に当たっては、看護師、生活支援員等の職員の間で協議しなければならない。

ない。

- 5 身体障害者更生施設は、心身の状況に照らして、法第四条の二第一項に規定する身体障害者居宅支援等を利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

(身体障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十八条 身体障害者更生施設が入所者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第〇〇号）第十五条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

(支援の方針)

第二十条 身体障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の支援は、入所者の支援に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 身体障害者更生施設の職員は、入所者の支援に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(総合診断のための会議)

第13条 身体障害者更生施設は、入所者の更生援護に関する具体的措置を決定し、及びその円滑な実施を図るため、必要な時期に総合診断のための会議を開かなければならない。

(生活指導等)

第14条 身体障害者更生施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

(入所者の支援に関する計画等)

第十九条 身体障害者更生施設は、入所者の支援に関する具体的な内容を決定するとともに、その円滑な実施を図るため、その心身の状況、その置かれている環境及びその者の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の支援に関する計画を作成しなければならない。

2 身体障害者更生施設は、前項の規定による計画の作成に当たって、施設の職員による会議を開かなければならない。

3 身体障害者更生施設は、第一項の計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する計画の見直しについて準用する。

5 身体障害者更生施設は、その行う支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(相談及び援助)

第二十一条 身体障害者更生施設は、常に入所者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第二十二条 身体障害者更生施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 身体障害者更生施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

(給食)

第15条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない身体障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

2 身体障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

3 身体障害者更生施設は、入所者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、入所者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

4 身体障害者更生施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 身体障害者更生施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の職員を従事させなければならない。

6 身体障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者更生施設の職員以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十三条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない身体障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十六条 身体障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 身体障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

(健康管理)

第16条 入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(管理規程)

第12条 身体障害者更生施設は、入所者に対する処遇方法、入所者が守るべき規律その他施設の管理についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

3 身体障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第二十四条 身体障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十五条 身体障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定身体障害者更生施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(施設長の責務)

第二十七条 身体障害者更生施設の施設長は、当該身体障害者更生施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 身体障害者更生施設の施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第十八条 身体障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 定員

イ 入所定員

ロ 通所による入所者の支援を行う施設にあつては、当該通所による入所者の

(衛生管理)

第17条 身体障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 身体障害者更生施設は、当該身体障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

定員

四 入所者の支援の内容及び入所者から受領する費用の額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十九条 身体障害者更生施設は、入所者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 身体障害者更生施設は、当該身体障害者更生施設の職員によって支援を行わなければならない。ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 身体障害者更生施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十条 身体障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第三十一条 身体障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 身体障害者更生施設は、当該身体障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第三十二条 身体障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ

め、協力医療機関を定めておかなければならない。

(秘密保持等)

第三十三条 身体障害者更生施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 身体障害者更生施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第三十四条 身体障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十五条 身体障害者更生施設は、入所者の支援により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 身体障害者更生施設は、入所者の支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第三章 身体障害者療護施設

第三章 身体障害者療護施設

(規模)

第三十六条 身体障害者療護施設は、三十人以上（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、十人以上）の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第20条 身体障害者療護施設には、次の各号に

(職員の配置基準)

第三十八条 身体障害者療護施設には、次の

掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 介護職員
- 五 理学療法士
- 六 生活指導員

2 前項各号に掲げる職員のうち、看護婦、介護職員、理学療法士及び生活指導員の総数は、通じておおむね入所者の数を2.2で除して得た数以上とする。

各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない身体障害者療護施設にあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を二・二で除して得た数以上

ロ 看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が五十を超えない身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(2) 入所者の数が五十を超えて六十を超えない身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で、三以上

(3) 入所者の数が六十を超えて八十を超えない身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で、四以上

(4) 入所者の数が八十を超えて百五十を超えない施設にあつては、常勤換算方法で、五以上

(5) 入所者の数が百五十を超えて百八十を超えない施設にあつては、常勤換算方法で、六以上

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が百を超えない施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が百を超える施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第七項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数

を当該身体障害者療護施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 身体障害者療護施設であつて、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三項に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を四で除して得た数以上置とする。

8 身体障害者療護施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(職員の資格要件)

第21条 施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

第18条 身体障害者療護施設は、三十人以上(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の

(職員の資格要件)

第三十九条 施設長は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活支援員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5に規定する特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上)の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第19条 身体障害者療護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者療護施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 看護職員室
- 十 介護職員室
- 十一 機能訓練室
- 十二 洗濯室
- 十三 事務室
- 十四 宿直室
- 十五 相談室
- 十六 集会室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。
- 二 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(設備の基準)

第三十七条 身体障害者療護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者療護施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 機能訓練室
- 九 調理室
- 十 洗濯室
- 十一 相談室
- 十二 集会室
- 十三 看護職員室
- 十四 介護職員室
- 十五 事務室
- 十六 宿直室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
- 二 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

へ 入所者の身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室

前号二及びへに定めるところによること。

三 浴室

入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

四 洗面所

居室のある階ごとに設けること。

五 便所

居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

六 医務室

イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

七 介護職員室

居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

八 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

へ 入所者の身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室

イ 前号二及びへに定めるところによること。

ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

八 機能訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること。

九 調理室

火気を使用する場合は、不燃材料を用いること。

十 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十一 集会室

必要な備品を備えること。

十二 介護職員室

居室ある階ごとに居室に近接して設けること。

十三 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

3 前二項に規定するもののほか、身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、2.2メートル以上とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 居室、静養室、便所その他入所者が日常使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

四 居室等が二階以上の階にある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。

五 適当な場所に汚物処理設備を設けること。

(入浴等)

第22条 身体障害者療護施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 前項に規定するもののほか、身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

二 居室、静養室、便所その他入所者が日常使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 居室等が二階以上の階にある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。

四 適当な場所に汚物処理設備を設けること。

(指導、訓練等)

第四十条 身体障害者療護施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 身体障害者療護施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 身体障害者療護施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を維持し、機能の減退を防止するための訓練を行わなければならない。

4 身体障害者療護施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 身体障害者療護施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の職員を従事させなければならない。

6 身体障害者療護施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者療護施設の職員以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(勤務体制の確保)

第23条 身体障害者療護施設は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

(協力病院)

第24条 身体障害者療護施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(準用)

第25条 第12条から第17条までの規定は、身体障害者療護施設について準用する。

第四章 身体障害者福祉ホーム（略）

第五章 身体障害者授産施設

(衛生管理等)

第四十一条 身体障害者療護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2 身体障害者療護施設は、当該身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第四十二条 第十七条から第三十五条までの規定（第二十二條及び第三十一條を除く。）は、身体障害者療護施設について準用する。

第四章 身体障害者福祉ホーム（略）

第五章 身体障害者授産施設

(種類)

第四十七条 身体障害者授産施設は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 身体障害者入所授産施設 法第三十一条に規定する身体障害者授産施設であつて、第二号に規定する身体障害者通所授産施設及び第三号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 二 身体障害者通所授産施設 身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを

(規模)

第30条 身体障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

一 身体障害者授産施設(身体障害者授産施設のうち第二号に規定する重度身体障害者授産施設、第三号に規定する身体障害者通所授産施設及び第四号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のものをいう。)
三十人以上の人員を入所させることができる規模

二 重度身体障害者授産施設(身体障害者授産施設のうち重度の身体障害者を入所させるものをいう。以下同じ。) 三十人以上の人員を入所させることができる規模

三 身体障害者通所授産施設(身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、第四号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のものをいう。以下同じ。) 二十人以上の人員を入所させることができる規模

四 身体障害者小規模通所授産施設(身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、常時利用する者が二十人未満であるものをいう。以下同じ。) 十人以上の人員を入所させることができる規模

対象とするものであって、第三号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のもの

三 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、常時利用する者が二十人未満であるもの

(規模)

第四十八条 身体障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

一 身体障害者入所授産施設 三十人以上の人員(通所による入所者の数を除く。)を入所させることができる規模

二 身体障害者通所授産施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模

三 身体障害者小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模

2 身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であって入所者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。